



鎌 広 第 8 1 号  
令和4年7月12日

「民主と自治の会」

藤代 政夫 様

渡邊 俊彦 様

戸部 光枝 様

鎌ケ谷市長 芝田 裕美



6月17日付け「申し入れ」について（回答）

令和4年6月17日付けで申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 鎌ケ谷市は来年に向けて改正個人情報保護法と市の個人情報保護条例との関係を審議会等にかけて検討していますか？

【回答】

国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に個人情報保護法（以下「法」といいます。）が改正され、個人情報保護制度の法体系が一本化され、全体の所管が内閣府の外局である個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます。）に一元化される等の措置が講じられることとなりました。鎌ケ谷市を含む地方公共団体においても、改正法が令和5年4月1日に施行されます。

改正法のうち、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることから、令和4年度中に改正法の施行条例の骨子案を作成し、パブリックコメントや鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）への諮問等を行った上で議会に条例案を上程するため、今後の個人情報保護制度のあり方について検討を進めております。

- 2 2000年地方分権一括法により国と市とは対等になりました。通達もなくな

り通知（技術的助言）になりました。鎌ヶ谷市には地方自治の本旨により条例制定権、法令の自主解释权があると理解しますが、その様な理解でよろしいでしょうか？鎌ヶ谷市の考えを教えてください。

**【回答】**

憲法は、地方自治の本旨を規定し（第92条）、地方公共団体に条例制定権を保障しております（第94条）。そして、平成12年から施行された地方分権一括法によって、地方公共団体に法令の自主解释权があると捉えております。

- 3 2020年10月15日千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で示された鎌ヶ谷市が考えていることが今回個人情報保護委員会のガイドラインでは「許容されない」ことになりそうなケースが多く出てきています。鎌ヶ谷市は具体的にどう対応するか教えてください。

- (1) 議会が規制対象外（鎌ヶ谷市の条例では対象）にされています。鎌ヶ谷市はどうしますか？

**【回答】**

改正法において、地方公共団体の機関から議会は除外されております。これは、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされない」と、委員会の作成したガイドラインで説明されております。

委員会からは、議会における個人情報等の取扱いに係る規定を整備する方法として、改正法の施行条例中に「実施機関同様に『議会にも適用する』等の規定」を置くことはできないため、議会に係る「新条例の制定等の別段の措置を講じていただく必要がある」との見解が示されております。

このような状況を踏まえ、議会に係る個人情報保護条例につきましては、本年4月に各議長会から条例（例）が示されており、今後、鎌ヶ谷市議会と市長部局との間で情報共有と連携を図りながら、市議会として個人情報保護条例を作成する予定と伺っております。

- (2) 死者の個人情報は鎌ヶ谷市では保護対象です。改正個人情報保護法では対象外となります。条例のように対象として保護すべきですがどうしますか？

**【回答】**

現行条例において個人情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が

識別され、又は識別され得るもの」と定義され、その中には死者の情報も含まれております。

改正法では、個人情報として「生存する個人に関する情報」と定義しておりますが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされております。この場合、本市が保有する各種診療記録や介護保険関係文書、事故や火災等の報告などにつき、遺族の方等からの開示請求が想定される情報の取扱いにつき、整理する必要があります。

死者に関する情報の取扱いにつきましては、個人情報保護制度とは別の制度として基準等を設けることも含め、他自治体等の動向を調査研究しながら方法を検討してまいります。

- (3) 法律で規定されている要配慮個人情報のほかに鎌ヶ谷市独自（条例では思想・宗教が規定されてますが）の「条例要配慮個人情報」に規定すべき個人情報はあるのでしょうか？

又、要配慮個人情報の取得等の独自規定は許されないとガイドラインに記載されてますが、個人情報保護にとって必要な規定だと考えます。鎌ヶ谷市はどう対応しますか？

#### 【回答】

法及び現行条例では、要配慮個人情報として、「(1) 人種、(2) 信条、(3) 社会的身分、(4) 病歴、(5) 犯罪の経歴、(6) 犯罪により害を被った事実等のほか、(7) 身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8) 健康診断その他の検査の結果、(9) 保健指導、診療・調剤情報、(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の経緯が行われたこと、(11) 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する経緯が行われたこと」を規定しており、改正法施行後も本市における要配慮個人情報の範囲に変更を見込んでおりません。また、現時点では、法と異なる規定を設けるべき特段の事情はないと思料することから、新たな条例案に条例要配慮個人情報を規定することは想定しておりません。内閣官房所管の会議において作成された「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書」に条例要配慮個人情報の例として挙げられた、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等を参考に、先々の社会状況の変化等を踏まえつつ必要に応じて既定の追加の要否を検証する方向で、今後、パブリ

ックコメントや審査会の中で検討を行ってまいります。

なお、要配慮個人情報の取得等の独自規定につきまして、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けたりすることは、法の趣旨に照らし、できないこととされております。その一方で、法（施行令及び規則を含む。）においては、要配慮個人情報について、その情報の性格に照らして、法第68条に基づく漏えい等の報告及び本人への通知並びに法第75条に基づく個人情報ファイル簿の記載について規定が設けられております。これらの規定に従った取扱いが地方公共団体に義務付けられていることから、本市でもこれらの規定を遵守することで、要配慮個人情報を含む個人情報の保護を行ってまいります。

- (4) オンライン結合の制限について「条例規定を許容しない」とガイドラインは記載してありますが、鎌ヶ谷市の条例にはきちんと規定しています。オンライン結合による外部提供をチェックすることは必要なことだと思います。鎌ヶ谷市はどう対応しますか？

**【回答】**

法においては、オンライン結合を特に対象とする規律はなく、オンライン・オフラインに関わらず、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨から、オンライン結合として典型的に審議会に諮問する旨を定めることは許容されないこととなっております。一方で、システムを利用する際に、個人情報の取扱いにおける安全管理措置をどのように行うべきかという運用ルールを検討するために審議会に諮問することは許容されることとされております。

オンライン結合による外部提供を行う場合には、必要に応じて法第166条に基づき委員会に助言を求めるほか、市民生活に大きな影響を与える事案につきましては個別判断により審査会に意見を聴くなど、慎重に対応してまいります。

- (5) 鎌ヶ谷市の条例では多くの事柄について個人情報保護のため審議会の意見を聴くようになっております。ガイドラインでは「個人情報保護の取得、利用、提供、オンライン結合など典型的に審議会等の諮問を要件とする条例を定めることを許容しない」となっております。

鎌ヶ谷市は県への照会回答でも審議会の役割が大切だと回答しています。住民の個人情報保護のためには審議会は重要だと思われます。市はどのようにして審議会の役割をまもり、拡充しますか？

【回答】

基本的な方向性として、本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を図るために設置している「鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会」につきましては、典型的に審議会等の諮問を要件とすることはできないこととなりますが、法施行後も制度の運用にあたり、必要に応じて第三者の立場からの中立的かつ専門的な知見に基づく意見を求めるとともに、開示請求に係る行政不服審査法に基づく審査請求に当たり、引き続き諮問機関としての役割を継続させてまいります。

- 4 個人情報保護委員会のガイドラインは「技術的助言」だと思われますが、鎌ヶ谷市はどう考えますか？もしガイドラインに法的拘束力があると考えらならその法的根拠ならびに根拠法令はどのようなものでしょうか？教えてください。

【回答】

ガイドラインの記載によりますと、「地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならぬ」、「してはならぬ」及び「許容されぬ」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかつた場合、法違反と判断される可能性がある。」とされておりますが、その具体的な法的根拠及び根拠法令は特に示されておりません。

このような中、本市は、今回の法改正の趣旨のひとつである「社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立」の必要性と意義を認識しつつも、本市の現行条例の目的である「個人の基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資する」ことも大変重要であると考えております。

今後、個人情報保護の施策を後退させることがないよう、自主性をもって法を運用し、必要に応じて本市の審査会への諮問や委員会の動向の確認を行いつつながら、適切な個人情報保護制度の運用に努めてまいります。